

豊岡市乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)  
実施事業者募集要項

豊岡市幼児育成課

2026 年度から実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業者を次のとおり募集する。

## 1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（2024 年 6 月成立）により、乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が新たに創設され、2026 年度より全国の自治体で実施することとされている。

豊岡市においても本募集要項に基づき、実施事業者を募集する。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

### (2) 事業開始日

2026 年 4 月 1 日

## 3 事業内容

### (1) 対象となる子ども

保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所）、企業主導型保育事業所に通園していない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）

### (2) 実施方法

本事業の実施方法は、次のとおりとする。

① 一般型（在園児合同）：本事業の専任職員を配置し、定員を別に設け、在園児と合同で預かる方法

② 一般型（専用室独立実施）：本事業の専任職員を配置し、定員を別に設け、専用室で預かる方法

③ 余裕活用型：保育所等の空き定員の範囲内で、既存の職員配置により、在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

### (3) 施設基準・職員配置

豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める設備保育の内容、職員配置に係る基準を満たす必要がある。

実施方法	施設基準	職員配置
一般型	<p>【0歳児・1歳児】 乳児室：1. 65m<sup>2</sup>以上／人 ほふく室：3. 3m<sup>2</sup>以上／人</p> <p>【2歳児】 保育室又は遊戯室：1. 98m<sup>2</sup>以上／人</p>	<p>【0歳児】 乳児：従事者=3：1以上</p> <p>【1・2歳児】 幼児：従事者=6：1以上</p> <p>従事者のうち1／2以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき当該保育従事者の数は2人※を下ることはできない。</p> <p>※ただし、保育所等と本事業とを一体的に運営される場合であって、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、1人とすることができる。</p>
余裕活用型	施設類型ごとに定める基準条例による	施設ごとの配置基準により在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員

### (4) 利用方法

「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、定期的もしくは定期的ではない柔軟な利用、又はそれらを組み合わせた利用の形で受け入れを行う。

- 定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- 柔軟利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

※国が基盤整備するシステム（総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行う。

### (5) 事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとする。

### (6) 利用料金

- 「一人1時間あたり300円」を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収する。

- 利用料金に加えて、食事の提供に要する費用等の実費徴収額については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収する。
- 生活保護世帯、非課税世帯等は次のとおり利用料の減免を行う。

項目	金額
生活保護世帯	1 時間 300 円
市町村民税非課税世帯	1 時間 240 円
市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯	1 時間 210 円
要支援・要保護家庭	1 時間 150 円

#### (7) 障がい児、医療的ケア児、配慮が必要な児童受け入れ

受け入れにあたっては、保護者が当該事業を円滑に利用できるような受け入れ体制の整備に努めること。配慮が必要であると確認した児童については、本市に報告とともに、関係機関との連携に努めること。

※ 本項目の実施については、加算適用のため、事前に協議すること。

#### 4 応募要件

- 豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する条件を満たし、行政機関や関係者と連携協力して適切な運営ができること。
- 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

#### 5 給付単価及び加算

全国一律の給付制度（乳児等のための支援給付）となり、提供した利用時間の実績に基づき、子ども 1 人 1 時間あたりの費用を公定価格により支給する。

公定価格について、正式には国において 2026 年度予算が成立した後、告示で費用の額の算定に関する基準が示される。

##### 【2026 年度単価分】

年度当初の年齢	単価
0 歳児	1,700 円
1 歳児	1,400 円
2 歳児	1,400 円

【2026年度加算分】

対象	加算額
障がい児：1時間あたり	600円
要支援家庭の子ども：1時間あたり	600円
医療的ケア児：1時間あたり	2,500円
初回対応（事前面談）：1回あたり 0歳児	1,700円
初回対応（事前面談）：1回あたり 1・2歳児	1,400円
保護者支援面談（月1回程度）：1回あたり	1,400円
生活困窮家庭等負担軽減加算 (市町村が認めた家庭の子どもが利用する場合に、事業所において利用料減額を行った場合) ・生活保護世帯：300円上限。 ・市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限	左記のとおり

## 6 応募方法

応募を行う事業者は、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

- (1) 提出書類（★：余裕活用型は、保育所等の認可書類と重複する場合に省略可）
- ① 乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）
  - ② 事業計画書
  - ③ 施設全体の付近見取り図、配置図、平面図及び立面図（任意様式）
  - ④ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面★  
※ 各部屋の用途や面積等を明示したもの
  - ⑤ 土地及び建物の登記簿謄本★
  - ⑥ 賃貸契約書の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）★
  - ⑦ 建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）★
  - ⑧ 誓約書（兼役員等名簿）
  - ⑨ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約（法人の場合）★  
※ 乳児等通園支援事業を事業目的に記載していること。
  - ⑩ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）★  
※ 申請日から3か月以内に発行されたもの
  - ⑪ 預金残高証明書（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）★
  - ⑫ 運営規程
  - ⑬ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を明らかにする書類、福祉の実務に当たる幹部職員の資格証（保育士等）の写し★

- ⑯ 収支予算書
  - ⑰ 借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（企業会計の基準による会計処理を行っている場合）
  - ⑯ 直近3年間の決算書類（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）
  - ⑰ 借入金返済（償還）計画書（事業に関し、借入れ等を行っている場合に提出）
  - ⑱ 事業に従事する職員の履歴書、保育士資格を証する書類★
- (2) 提出期限  
2026年2月20日（金）午後5時
- (3) 問合せ・提出場所  
豊岡市役所幼児育成課  
住所：〒668-8666 豊岡市中央町2番4号  
電話：0796-22-4452  
電子メール：[kodomoikusei@city.toyooka.lg.jp](mailto:kodomoikusei@city.toyooka.lg.jp)
- (4) 提出方法  
実施を希望される事業者は、事前に幼児育成課に電話連絡すること。申請書類等を送付する。  
提出前に幼児育成課に電話連絡の上、窓口に必要書類を持参すること。あわせて、データを上記メールアドレスにも提出すること。

## 7 スケジュール

内 容	時 期
募集締切	2026年2月20日（金）
豊岡市子ども・子育て会議での意見聴取	2026年2月26日（木）
認可	2026年2月下旬～3月上旬
事業開始	2026年4月1日（水）

## 8 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、募集要項で定めるもののほか、関係法令を遵守し、国が定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」や子ども家庭庁の「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引」に沿って行うこと。
- (2) 本事業実施予定の施設において、現地確認を実施する可能性がある。
- (3) 市は必要に応じて関係機関（官公庁、金融機関等）に問い合わせることがある。
- (4) 本募集及び実施準備に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (7) 実施事業者確定後であっても、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消すことがある。
- (8) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。
- (9) **社会福祉法人の場合は、乳児等通園支援事業の認可後、事業開始までに乳児等通園支援事業の実施を定款に記載する必要がある。**
- (10) **次回の事業認可に係る募集は 2026 年度中の 7 月～8 月頃を目途に考えている。**